石川県公衆浴場省エネ投資支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等が続く中、公衆浴場のコスト削減を図り、利用者負担への影響を抑制するため、施設の省エネ設備及び再エネ設備の更新等(以下「省エネ設備の更新等」という。)に要する経費に対し、石川県補助金等交付規則(昭和34年石川県規則第29号以下「規則」という。)に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公衆浴場 石川県公衆浴場基準条例(昭和45年石川県条例第16号)第2条第1号 に規定する普通公衆浴場(市町が経営し、又は経営を委託しているものを除く。)をいう。
 - (2) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。
 - (3) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を利用するための設備(太陽光発電システム等) をいう。
 - (4) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。
 - (5) 太陽熱利用システム 太陽集熱器及び太陽集熱器により収集した熱から温水、温風を製造し供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内に所在する公衆浴場の設置者であって、第4条第1項に定める事業を実施する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。
 - (1) 税金の滞納がある者
 - (2) 暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - (3) その他知事が適当でないと認める者

(交付対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は省エネ設備の更新 等を行う事業とし、各事業の補助率、申請下限額および補助上限額は次のとおりとする。 ただし、申請金額が申請下限額を下回る場合は、補助対象外とする。

補助率: 1/2 申請下限額: 10万円 補助上限額: 150万円

2 補助事業は、事業所等の単位ごとに実施するものとする。

(交付対象設備)

- 第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。) は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 別表 1 に掲げるもの

(2) その他、第1条の趣旨に適うものとして知事が特に認めるもの

(交付対象経費)

- 第6条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)
 - は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。
 - (1) 設備費(補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。)
 - (2) 工事費(補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事および設計に必要な経費をいう。)
 - (3) 処分費(補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。 ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。
 - (1) 過剰であるとみなされるものまたは予備もしくは将来に使用するものに要する経費
 - (2) 中古品やリース品による整備費用
 - (3) 諸経費(保証料、申請書類の作成費用等)
 - (4) 消費税および地方消費税
 - (5) 第8条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費
 - (6) 上記のほか、 補助対象とならない経費等として別に定めるもの

(交付の申請)

- 第7条 申請者は、交付申請書(様式第1号)に別に定める関係書類等を添付し、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税を除いて申請しなければならない。
- 3 補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて 申請しなければならない。

(交付の決定)

- 第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 2 前項による補助金の交付の決定は、原則として申請書を受理した日の順に行うものとする。

(交付の条件)

- 第9条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、 補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分または補助事業の内容の変更をしようとするときは、知 事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。 ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
 - イ 補助対象経費が20パーセント以上変更しないもの
 - (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認または指示を受けること。

- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款および経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 補助対象経費に関して国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令の規定を遵守すること。
- (6) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(内容の変更等)

- 第10条 第9条第1号の規定による承認の申請または同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分または補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変 更承認申請書(様式第2号)
 - (2) 補助事業を中止しまたは廃止しようとするとき 事業中止(廃止)承認申請書(様式 第3号)

(申請の取下げ)

- 第11条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容またはこれに付された条件に不服 があるときは、交付申請を取り下げることができる。
- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

- 第12条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき(補助事業の遂行が困難となったときを含む。)は、事業計画遅延等報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。

(繰越承認申請)

第14条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が

定める日までに繰越承認申請書(様式第7号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

- 第15条 知事は、必要に応じて状況報告書(様式第8号)等により補助事業者から補助事業 の遂行の状況の報告を求め、または調査することができる。
- 2 補助事業者は、前項の調査に関して報告、立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

- 第16条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または交付決定日の属する年度の2月29日(第14条第1項の承認を受けた場合は、別途知事が指定する日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第9号)に、別に定める関係書類等を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合はこの限りでない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税および地 方消費税を除いて報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた補助金事業者は、補助金の交付を請求しようとする ときは、補助金交付請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第19条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合また は次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部または一 部を取り消し、または変更することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 第21条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供した場合
 - (4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容およびこれに附した条件 に違反した場合、または知事の指示に従わなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しまたは変更を行った場合において、既に当該取消しま たは変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の 全部または一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産(以下 「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図ら なければならない。

(財産処分の制限)

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した、取得価格または 効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品およびその他重要な財産(以下「処 分制限財産」という。)を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分 する(使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。)とき は、あらかじめ知事に財産処分承認申請書(様式第11号)を提出し、承認を得なければ ならない。
- 2 前項の処分制限期間は、事業完了後 10 年(法定耐用年数が 10 年未満のものにあって はその耐用年数)とする。
- 3 知事は、第1項に規定する財産を補助事業者が知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日付け会発第0417001号厚生労働省大臣官房会計課長通知)第4の規定の例により算定した額を補助事業者に納付させることができる。

(帳簿の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月 日から施行する。